

川崎の男女共同社会をすすめる会通信 No.177

●連絡先 藤井光子 hymico@me.com ☎&FAX 044-944-7872 ●発行日2016年 7月20日
〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤3-8-2-503 ●HP <http://web-k2.jp/ssk1985/>

女性議員連盟に参加協力を申し入れました

7月15日、川崎市議会各会派の女性議員の方々に、すすめる会の第1回協働事業「私も輝きたいのに…なぜ保育園足りないの」にぜひ出席していただけるように申し入れをしました。各会派とも予算要望作りなどに忙しくお会いできたのは、民主党と共産党の議員さんだけでしたが、事務局にお願いの文書を預けてきました。昨年末、6人の方々に「女性活躍推進法」についてなどインタビューをした折に、女性課題解決に向けて連携を深めていこうという話し合いをしていたので、期待したいと思います。

市民文化局

人権・男女協働参画室
鈴木陽子室長にご挨拶

各会派女性議員訪問の後、4月から室長に就任している鈴木室長を訪ね、女性議員連盟に要請したことなどお話ししました。

すすめる会の学習会 No.1

〈みんな輝きたい!? ひとりひとりの人権を守る働き方〉

なぜ 保育園が足りないの 私も輝きたいのに…



◆日時 2016年

10月2日 (日) 13:30~16:00

♥ゲストスピーカー

- *看護師のママ
- *保育園のそばに転居したパパ
- *ワーキングマザー交流会のメンバー

◆川崎市議会 女性議員連盟の議員さん

◆場所 川崎市男女共同参画センター
すくらむ21 第1・2研修室

*資料代: 300円 *先着30名 *保育申込み裏面

アクセス▶JR南武線「武蔵溝ノ口」駅
田園都市線「溝の口」駅 徒歩10分

川崎の保育園はどうなっているの?

目いっぱい働いているあなた
自分も輝いて、
働き続けたいと思っているあなた
保育園探しは大変で、職場もきびしい
そこで…

市議会で保育園問題を取りあげている
女性議員を囲んで
同じように感じている人たちと
解決への道、一緒に語り合きましょう



武蔵小杉 ちょっと訪問 ワーキングマザー交流会

7月3日、武蔵小杉周辺エリア在住の働くママたちの集まりを「見学」しました。主催 Mothers Be Ambitious 代表のYさんがFBで呼びかけて発足。働きながら子育てする悩みや保育園情報など熱心に交換していました。



すすめる会の学習会 No.2 11月2日

非正規職シングル女性の現実
「非正規職シングル女性調査」から見える社会構造
講師: 交渉中 (男女共同参画センター横浜)



「No! ブラック企業ワーカーズネットかわさき」のご紹介

林 祐介 (弁護士/川崎北合同法律事務所)

ワーカーズネットかわさきのはじまり

2014年春の某日、川崎にいる弁護士3人で集まった際、このような話で盛り上がりました。

「ブラック企業や非正規雇用が増え、貧困が広がっている中で、働く人の置かれている環境をなんとかしたい」

「労働組合が弱体化する中で、働く人をサポートする受け皿を作らないと」

「川崎という地域に密着した活動をしていこう」

こうして、非営利団体「No! ブラック企業ワーカーズネットかわさき」の構想が生まれ、その後労働組合の方にも参加いただき、弁護士3人・組合員1人の活動がスタートしました。



主な活動内容

① 街頭無料労働相談

毎月1回夜7時ころから、川崎市内の駅頭（現在は主に、JR川崎駅、溝の口駅）にて、弁護士・労働組合員による無料労働相談を実施しています。毎回数多くの相談者が来られます。

② 学習会の開催

たかの友梨ビューティクリニックにおける、劣悪な労働環境の告発に関わったNPO法人POSSEの方を学習会の講師としてお招きし、新しい労働運動やメディア戦略などについて学ぶ学習会を開催するなど様々な学習会を開催してきました。

③ ワークルール教育

ブラック企業によって食べ物にされないよう、労働基準法（ワークルール）を若い方々に教える活動にも力を入れています。

例えば、若い方が参加しやすいよう、会場をバーに設定し、お酒を飲みながらクイズ形式の問題を解いていき、楽しくワークルールを学ぶというイベント、「Barで学ぶ学憲」シリーズを開催しました。

2016 セミナー 未読でスルーできない ワークルール

時 9月3日(土)

18:00~21:00

所 コミュニティスペース
遊友ひろば

川崎市多摩区登戸2258

2000円

費 学生▶1000円

皆さんで食事をしながら、クイズ方式で気軽に楽しくワークルールを知りましょう！

④ SNS等による情報発信

フェイスブック等によって、ワークルールをテーマごとに説明するワーカーズネット講座を発信するなどSNS等による様々な情報発信をしています。

今後について

今後は、以上のような活動の継続に加え、川崎での労働運動の中心を担うべく、団体のNPO法人化を検討しています。そうすることで労働に関することについて、まず初めに気軽に相談ができる、そういった団体を目指していきたいと考えています。

あわせて、今後は男女共同社会をすすめる会と協力関係を築き、すすめる会の皆様のお知恵をお借りしながら、男女間の不当な賃金差別やマタハラなどの問題についての活動も深めていきたいと考えています。

共催の第1弾としては、皆さんで食事をしながら楽しく労働法を学ぶ、上記のようなセミナーを企画しておりますので、ぜひ足をお運びいただけますと幸いです。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

もう一度考えてみよう 選択的夫婦別姓 講師 湯山薫さん（弁護士）

湯山弁護士からは… 民法の夫婦同姓規定を合憲とした昨年 12 月の最高裁判決の説明からはじまり、今回は夫婦同氏姓と選択的夫婦別姓の比較はおこなっていない。**夫婦同氏が合憲か否かを判断したものに過ぎない。**

法律で夫婦同氏を強制する国は現在世界でもほぼ日本のみとのこと。そもそも、選択的夫婦別氏姓は、夫婦別氏を強制するものではなく、夫婦同氏を選択する夫婦に強制する理由はない。**氏は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴**であることから、家族の呼称である前に、個人の呼称であり軽視されてはいけないものである。というお話がありました。

会場からは… 再婚禁止期間・婚姻適齢など、参加者の日ごろの疑問等が次々出されました。

●通称で仕事をされている方も課題は多く、事実婚の実践例もだされました。

- ▶ 30 歳代になるとお店で買い物すると「おくさん」といわれる。属性で言われる。結婚が前提の日常会話になっている。
- ▶ 籍を入れるのは簡単だが、離婚は大変、沢山の話し合いと手続き。
- ▶ 男性は自分がやってあげたと表現する、どうせ女性がやるものかと思っている。
- ▶ 職場の人事権をもっているのは男性ばかり男性が選ぶ女性、女は見栄えが 8 割だよと公言する。
- ▶ 自分の苗字が変わるのはゾートする。家制度が根幹にあると思います。
- ▶ 結婚して苗字を変えた。苗字を変えることにイラダチがあった。夫はありがたいもない。なんでここまで虐げられないといけないのか。
- ▶ 社内結婚が多いが、名前変える？あの人奥さん。若い人通称で通している。

●また女性差別撤廃委員会の再三の改正勧告も何の手立てをとられていない現状など、盛り

だくさんの内容が、話し合われました

最後に湯山弁護士は、夫婦の姓はお互いに相談して決められるもので、妻が夫の姓に 96%に変更していることは問題ではないか、そこに女性のおかれている立場からみえてくるものもあるのでは、と結ばれ、会場から共感の声が多く挙がりました。

『すくらむまつりに参加して』

今年度から、すくらむ 21 のお祭りは、毎年 6 月に開かれることになりました。

今回のテーマで**川崎市男女平等推進週間
～誰もが輝き続ける社会をめざして～**

どちらしの冒頭に書かれているのを手にし、ようやくセンターの存在そのものの意義が伝わる気がしましたが、プログラムに反映する内容はわたしたちの講座のほかは少なかったと思います。

神奈川新聞の取材もあり、記事に取り上げられ、改めて参加できない人も注目している講座であったと実感しました。当日午前中にシール投票を実行すればよかったとも思いました。今回、はじめてすくらむに来られたという女性は、以前大阪の男女共同参画関連の施設に足を運ばれていましたが、すくらむ 21 自体があまり活用されていないとさみしく感じたそうです。もっとがんばってくださいと、エールをいただき、これからも一人でも多くの方たちと、このような機会を作っていきたいと思います。



女性ニュース

■マタハラ相談 過去最多

6月30日 神奈川県労働局に2015年度に寄せられたマタニティーハラスメント相談件数が、前年度比を17.1%増の446件に上がったことがわかった。(12~14年度の3年間は380~410件程度で推移。)そのうち男女雇用機会均等法に関する相談件数は243件で、セクシャルハラスメントを巡る相談件数202件を始めて上回り、過去最多となった。

増加の背景について同局は「妊娠を理由とした降格を違法とした14年の最高裁判決が広く知られ、潜在的な被害実態が相談件数に乗ってきたのでは」と推測している。

相談の内容は、男女雇用機会均等法が禁止する「婚姻や妊娠、出産などを理由とする不利益な取り扱い」に関する相談が前年度比48件増243件、育児・介護休業法が禁止する「育児休業に係わる不利益な取り扱い」に関する相談が17件増の203件、また、前年度にはなかった関連の是正指導が4件あった。

マタハラの判断基準について厚生労働省は昨年3月、「原則として妊娠・出産などから1年以内に女性が不利益な取り扱いを受けた場合は、直ちに違法と判断する」と明確化して労働局に通知。さらに、17年1月に男女雇用機会均等法と育児・介護休業法を改正し、マタハラやパタニティー(父性)ハラスメントの防止策を企業に義務付ける

■女性開業医3割 出産前に休めず

7月6日 全国保険医団体連合会は(保団連)会員の女性開業医のうち、30%弱が出産前に一切休めず、約80%が産後8週間の休暇を取得できていないとのアンケート結果を公表した。出産後に休まずに働いた人もいた。

労働基準法は、事業主は従業員から休暇の求めがあれば出産前6週間、産後は原則として8週間は従業員を働かせてはいけない。

事業主の開業医はこの休暇の対象外で、代替りの医師の確保なども難しく産前産後も休めない場合が多いという。

調査は昨年7~9月に実施。開業後出産した35歳以上の医科、歯科の女性医師123人、出産数

210件の休暇取得状況をまとめた。産前休暇0日は全体の27.1%、1~10日は26.2%で、30日以下が83.8%だった。産後休暇0日だったのは4.3%。30日以下は71.%で、8週間に満たない50日以下が76.2%に上がった。保団連は今後、代替りの医師の紹介システムや、休む間の経済保障の仕組み創設などを厚生労働省に要請する。

■参議院選挙—改憲勢力3分の2に

7月10日 投開票が行われた参議院選挙の全体の投票率は54.70%(県内55.46%)だった。新たに有権者となった18・19歳の投票率は45.45%(県内は57.78%)でした。

改選116議席のうち女性は25名(自9・民6・公2・共2・維1・社1・生1・お維1)選挙戦では憲法にふれず、アベノミクス道半ばと経済政策を語った結果、改憲発議に必要な議席を獲得しました。初めて野党統一をした1人区の32のうち11で議席を獲得しました。

■英首相再び女性に(ロンドン共同)

7月13日 エリザベス女王は、与党保守党の新党首テリーザ・メイ氏を首相に任命した。イギリスの欧州連合離脱の国民投票を受け、辞任するキャメロン首相の後継を決める保守党党首選でメイ氏が選ばれ、故サチャー氏につぐ史上二人目の女性首相となった。

メイ氏はキャメロン政権で内相を務め、国民投票は残留派だったが目立つ運動はしなかった。

これからの活動

7月29日(金) 幹事会 11時~ すくらむ21

活動日誌

6月20日 通信印刷・発送

6月26日 すくらむまつり参加 すくらむ21
もう一度考えてみよう選択的夫婦別姓
講師 湯山薫弁護士

7月1日 幹事会 すくらむ21 10:00~

7月15日 幹事会 13:30~ 女性議員連盟の議員へ すすめる会学習会への参加のお願いを要望

7月15日 ワーカーズネットかわさき 街頭相談会(溝口駅前)・後学習会イベント相談会